

## 川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正について

～市民の皆様から意見を募集します～

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正に向けて、市民意見の反映を図るためパブリックコメントを実施します。

### 1 施行時期

令和7年4月1日（予定）

### 2 募集期間

令和7年1月27日（月）から令和7年2月25日（火）まで（30日間）

### 3 資料

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の概要

川崎市有料老人ホーム設置運営指導指針の一部改正の新旧対照表

### 4 意見提出方法

御意見は、電子メール、FAX、郵送、持参、のいずれかでお寄せください。

#### (1) 電子メール（専用フォーム）

インターネットで川崎市ホームページにアクセスし、ホームページ上の案内に従って専用のフォームを御利用ください。

#### (2) FAX（書式自由）

FAX番号 044-200-3926（川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課）

#### (3) 郵送・持込み（書式自由）

郵送 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

持込み 川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階  
川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課

※意見書の書式は自由ですが、必ず「題名」、「氏名（法人又は団体の場合は、名称及び代表者の氏名）」及び「連絡先（電話番号、FAX番号、電子メールアドレス又は住所）」を明記してください。

※電話や来庁による口頭での御意見は、お受けできませんので御了承ください。

※御意見に対する個別対応は致しませんが、本市の考え方を整理した結果をホームページで公表します。

### 5 資料の閲覧場所及び配布場所

川崎市ホームページ、各区役所市政資料コーナー、情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟2階）、健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課（川崎市川崎区宮本町1番地 本庁舎12階）

### 6 意見の締め切り

令和7年2月25日（火）（郵送の場合は、当日必着です。）

※直接お持ちいただく場合には、2月25日（火）の17時15分まで

### 7 問い合わせ先

川崎市健康福祉局長寿社会部高齢者事業推進課 電話：044-200-2910 FAX：044-200-3926